

マイナンバーカードの 受け取り場所が変わります

7月10日(月)から、カードの受け取り場所を市民文化会館応接室に変更します※引き続き、臨時窓口(毎月第1日曜日、第2・4土曜日の午後)は市役所1階の担当で行います(事前予約制)

カードの受け取りはお早めに

カードを2月末までに申請した人のマイナポイント申請期限は9月末までです。交付通知書が届いたら早めにお受け取りください。

☎戸籍住民課 94-4713

10月から小児医療費助成制度が 変わります

医療費助成を通じて子育て世帯の経済的支援を拡充するため、10月1日から小児医療費助成制度における全年齢の所得制限を撤廃します。新たに助成を受けるには申請が必要です。

対象 中学校3年生までの子どもの養育者のうち、所得制限により本制度を利用していない人

申請方法 6月下旬に申請対象の人へ申請書を送付しました。7月中旬に担当へ提出してください。9月末ごろに医療証を交付します※郵送または電子申請での提出にご協力をお願いします

☎子育て支援課 94-4633

副市長に大島氏が 就任しました

7月1日付けで、2人目の副市長として、元神奈川県県土整備局長の大島伸生氏が就任しました。任期は4年間です。

宍戸晴一副市長とともに、副市長2人体制で今後当面する都市基盤整備や行財政改革の推進など、本市が抱える重要課題に積極的に取り組みます。

☎文書法制課 94-4867



大島副市長は、昭和62年4月に神奈川県に入庁。県土整備局河川下水道部長、県土整備局技監(兼)道路部長、県土整備局長などを歴任。

7月の強調月間

社会を明るくする運動強調月間

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

☎福祉総務課 94-4718

青少年の非行・被害防止全国強調月間

学校や勉強から解放されて、子どもたちの気が緩みがちな夏休みは、非行の兆しが出やすい時季です。また新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化がスマートフォンやSNSをより身近なものとし、青少年がインターネットを通じて犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが増えています。中でも児童の被害増加は全国的に深刻です。

大切な子どもたちを非行・被害から守るため、家庭や学校だけでなく、地域一体となって次のことに取り組みましょう◇詳しくは下のQRコードからご確認ください

- ◆家庭内でスマートフォンやインターネット利用時のルールを決める
- ◆フィルタリング機能を活用する
- ◆夜遅くに子どもだけで外出させない
- ◆いつもと違うと感じたら声をかける
- ◆定期的にパトロールをする

ご利用ください 青少年相談

青少年本人および保護者からの相談を受けています。気になることがあったらいつでも連絡してください。

ヤングテレホン(本人用) ☎96-0800

青少年相談(保護者から) ☎94-1030

受付時間 平日の午前9時～午後5時(年末年始を除く)

メール相談 ✉young-soudan@isehara-city.jp

受付時間 24時間受付※回答に時間がかかる場合があります

☎青少年課 94-4647



市ホームページ

街頭キャンペーン

二つの強調月間に合わせたキャンペーンを実施します。

とき ①7月4日(火)午後6時～ ②7月11日(火)午後6時～

ところ ①伊勢原駅前 ②愛甲石田駅前



保険や年金に関するお知らせ

保険証などを更新します
国民健康保険に加入している人へ

8月1日から使用していただく新しい保険証を7月中に送付します。記載内容をご確認ください。高齢受給者証は、70歳の誕生日の翌月から該当します。1日が誕生日の人は、その月からです。

75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している人へ

8月から一部負担金の割合が変更となる人は、保険証が新しくなります。7月中に新しい保険証を簡易書留で送付します。

限度額適用認定証が限度額適用標準負担額減額認定証を持つている人へ

8月以降も対象となる人には、併せて新しい認定証を送付します。

7月中旬に納税通知書などを発送します

令和5年度の第4期以降分の国民健康保険税本算定納税通知書を送付します。後期高齢者医療制度に加入している人には、後期高齢者医療保険料の本算定通知書を送付します。

国民健康保険税
課税限度額の変更

国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金分が20万円から22万円になります(表1参照)。

※医療給付費分、介護納付金分は変更ありません

軽減判定基準額の変更

均等割額と平等割額に対する5割軽減・2割軽減の判定基準額を引き上げ、対象となる世帯の範囲を拡大します(表2参照)。

※詳しくは納税通知書に同封するお知らせを確認してください。

後期高齢者医療保険料

保険料の均等割額の軽減基準が変わります(表2参照)。詳しくは保険料額決定通知書に同封するお知らせを確認してください。

☎94-4728(国民健康保険)

☎94-4521(後期高齢者医療)

国民年金の免除・猶予制度

対象要件を満たす場合、申請すると保険料の納付が免除(全額・4分の3・半額・4分の1)または猶予されます。申請は最大2年1ヵ月前までさかのぼることができます。詳しくは担当か平塚年金事務所(☎22-1515)にお問い合わせください※失業または、新型コロナウイルス感染症の影響で一定以上所得が下がった場合は特例あり

対象

◇免除 本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定基準以下の人

◇猶予 50歳未満で、本人および配偶者の前年所得が一定基準以下の人

☎94-4520(国民年金)

介護保険料の納入額通知書を送付します

今年度の住民税の課税状況に基づき算出した令和5年度の納入額通知書を7月中旬に送付します。

☎94-472(介護保険)

(表1)

	改正前 (令和4年度)	改正後 (令和5年度)
医療給付費分	65万円	
後期高齢者支援金分	20万円	22万円
介護納付金分	17万円	
課税限度額合計	102万円	104万円

(表2)

軽減割合	同じ世帯の被保険者*1の人全てと世帯主の総所得金額などの基準	
	改正前(令和4年度)	改正後(令和5年度)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者など*2の数-1)以下	
5割軽減	43万円+28万5000円×被保険者数*1+10万円×(給与所得者など*2の数-1)以下	43万円+29万円×被保険者数*1+10万円×(給与所得者など*2の数-1)以下
2割軽減	43万円+52万円×被保険者数*1+10万円×(給与所得者など*2の数-1)以下	43万円+53万5000円×被保険者数*1+10万円×(給与所得者など*2の数-1)以下

*1 国民健康保険は特定同一世帯所属者(国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人)を含む
*2 一定の給与所得者、公的年金などの支給を受ける人